

## 公立大学法人横浜市立大学金沢八景地区安全衛生委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は公立大学法人横浜市立大学金沢八景地区（以下「金沢八景地区」という）所属職員（舞岡地区、鶴見地区所属職員を含む）の労働安全と健康の確保・増進及び快適な作業環境の促進を図るため、労働安全衛生法に基づき、金沢八景地区に設置する公立大学法人横浜市立大学金沢八景地区安全衛生委員会（以下「委員会」という）について定めるものとする。

### (調査審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項について調査審議し必要に応じ関係機関に意見を具申する。

- (1) 金沢八景地区所属職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、金沢八景地区所属職員の安全及び衛生に関する重要事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長1名及び委員8名をもって組織する。

2 委員長は、副局長をもってあてる。

3 委員は次のとおりとする。

- (1) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者。
- (2) 産業医のうちから理事長が指名した者。
- (3) 金沢八景地区所属職員のうち、安全及び衛生に関し経験を有するものから理事長が指名した者。

4 前3号の委員の半数については、横浜市立大学教員組合（以下「教員組合」という）及び横浜市従業員労働組合（以下「市従」という）の推薦に基づかなければならない。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、副局長が新たに委員を指名し、新委員の任期は前任者の残期間とする。

### (委員長の職務)

第5条 委員長は委員会を招集する。

2 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 委員会は、委員長が必要と認めるとき又は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を開くことができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員に事故あるときは、あらかじめ議事について委任することができる。

(議事)

第7条 委員会は、議事に必要がある場合には、関係者に対し説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課及び保健管理課において処理する。

2 前項の庶務を処理するため、あらかじめ委員会の承認を得て、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委任)

第9条 委員長は、この要項に定めるほか、必要な事項については、委員会の議を経て別に定めることができる。

(雑則)

第10条 事務局長は委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを最低3年保存しなければならない。

2 委員会における文書は、文書取扱規程を準用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。